

2 申告所得税

## 2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

(1) この章は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間の所得について、平成15年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定などにより申告納税額が計算された者（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。

したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告などを要しない者は、調査の対象から除かれている。

(2) 各所得者の区分は次のとおりである。

事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

(注)「事業所得者」とは、①事業所得だけを有する者及び②事業所得と事業以外の各種の所得を有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目				調査方法
		人員	所得金額	申告納税額	軽減(免除)額	
2-1 課税状況 (1) 申告及び処理の状況 (2) 既往年分の課税状況 (3) 免除状況 (4) 税務署別課税状況	申告及び処理の区分	○	○	○		全数調査
		○	○	○		"
		○	○	○	○	"
		○	○	○		"
2-2 所得階級別人員 (1) 所得者別人員 (2) 所得者別人員の累年比較 (3) 青色申告者 (4) 税務署別人員	合計所得階級	○				全数調査
		○				"
		○				"
		○				"
2-3 所得種類別人員、所得金額、申告納税額 (1) 所得種類別内訳 (2) 業種別内訳 (3) 所得種類別人員、所得金額の累年比較 (4) 県別人員、所得金額、申告納税額	所得の種類	○	○	○		全数調査
		○	○	○		"
		○	○	○		"
		○	○	○		"

3 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

区分	所得者			
	独身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人
平成4年	千円	千円	千円	千円
5	1,075	1,928	2,484	3,198
6	1,075	1,928	2,484	3,277
7	1,075	1,928	2,484	3,277
8	1,107	2,095	2,698	3,539
9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,107	2,095	2,857	3,821
13	1,144	2,200	2,833	3,842
14	1,144	2,200	2,833	3,842

4 申告所得税の一般の税率等（平成14年分）

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10 %	0円
900 "	20 %	330,000円
1,800 "	30 %	1,230,000円
1,800万円以上の場合	37 %	2,490,000円

資料：財務省主税局調

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

5 申告所得税の主な諸控除 (平成14年分)

(1) 所得控除

イ 基礎	控 除	380,000円
ロ 配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円
	老人控除対象配偶者 (70才以上)	480,000円
	同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
	一般の控除対象配偶者	730,000円
ハ 扶養控除	老人控除対象配偶者	830,000円
	一般の扶養親族	380,000円
	特定扶養親族 (16才以上23才未満)	630,000円
	老人扶養親族	480,000円
	同居老親等以外の者	480,000円
	同居老親等	580,000円
	同居特別障害者である扶養親族	730,000円
ニ 障害者控除	一般の障害者	270,000円
	特別障害者	400,000円
	一般の扶養親族	730,000円
	特定扶養親族	980,000円
ホ 老年者控除	同居老親等以外の老人扶養親族	830,000円
	同居老親等	930,000円
	同居老親等	930,000円
ヘ 寡婦控除	一般の寡婦	270,000円
	特定の寡婦	350,000円
ト 寡夫控除	270,000円	
チ 勤労学生控除	270,000円	

リ 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の合計所得金額	控 除 額
49,999円まで	380,000円
50,000円から 99,999円まで	330,000円
100,000円から 149,999円まで	280,000円
150,000円から 199,999円まで	230,000円
200,000円から 249,999円まで	180,000円
250,000円から 299,999円まで	130,000円
300,000円から 349,999円まで	80,000円
350,000円から 379,999円まで	30,000円
380,000円まで	0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の合計所得金額	控 除 額
380,001円から 399,999円まで	380,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円
450,000円から 499,999円まで	310,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円
550,000円から 599,999円まで	210,000円
600,000円から 649,999円まで	160,000円
650,000円から 699,999円まで	110,000円
700,000円から 749,999円まで	60,000円
750,000円から 759,999円まで	30,000円
760,000円以上	0円

ヌ 雑損控除……「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額

- (A) を基として計算した、次の①と②とのいずれか多い方の金額
- ①Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%)
- ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円

ル 医療費控除……「支払った医療費－保険金などで補てんされる金額」から100,000円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額 (最高200万円)

ロ 社会保険料控除……支払った社会保険料の金額

ワ 小規模企業共済等掛金控除……支払った小規模企業共済掛金 (旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済金の金額

カ 生命保険料控除……支払った生命保険料の次の区分に応じた金額

- (イ) 一般の生命保険料
- 支払保険料の金額に応じて次の区分の金額
- A 25,000円以下の場合
- 全 額
- B 25,000円を超え50,000円以下の場合
- 支払保険料×1/2+12,500円
- C 50,000円を超える場合
- 支払保険料×1/4+25,000円 (最高5万円)

- (ロ) 個人年金保険料
- (イ)の計算に同じ
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
- (イ)と(ロ)の合計

コ 損害保険料控除……支払った損害保険料の次の区分に応じた金額

- (イ) 長期契約のみの場合 (最高15,000円)
- 10,000円まで全額
- 10,000円超は、支払金額の1/2と5,000円の合計
- (ロ) 短期契約のみの場合 (最高3,000円)
- 2,000円まで全額
- 2,000円超は、支払金額の1/2と1,000円の合計

- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
- (イ)と(ロ)の合計で最高15,000円まで

タ 寄付金控除……特定寄付金の額 (総所得金額等の25%が限度)のうち、10,000円を超える部分の金額

(2) 税 額 控 除

イ 配 当 控 除

原則として、①利益の配当等に係る配当所得の金額の10%と、②私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額 (課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、①は5%、②は2.5%)。ただし、建設利息、基金利息、特定外貨建証券投資信託の収益の分配金、証券投資信託 (特定株式投資信託を除く。)の収益の分配金、特定投資法人の投資口の配当等、証券投資法人の投資口の配当等、外国法人からの配当金、35%の税率による源泉分離課税や確定申告しないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除

外国所得税のうち、つぎの算式により計算した控除限度額までの金額

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{その年分の所得税額}}{\text{その年分の所得総額}} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

ハ 住宅借入金 (取得) 等特別控除……次表のとおり

住宅を居住の用に供した日の区分	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	控除期間
平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した場合	居住の用に供した年から3年間 $\left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高1,000万} \\ \text{円超2,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 2\% + \left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高2,000万円} \\ \text{超3,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\% + \left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高2,000万円} \\ \text{超3,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高35万円)	3,000万円以下 (平成9年中に居住の場合には2,000万円以下)	6年
	4年目～6年目まで $\left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高2,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\% + \left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高2,000万円} \\ \text{超3,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高25万円)		
平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	(居住の用に供した年から6年間) $\left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高5,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高50万円)	3,000万円以下	15年
	(7年目から11年目まで) $\left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高5,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 0.75\%$ (最高375,000円)		
	(12年目から15年目まで) $\left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高5,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 0.5\%$ (最高25万円)		
平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\left[ \begin{array}{l} \text{その年12月31日} \\ \text{現在の借入金等} \\ \text{の残高5,000万円} \\ \text{以下の部分の} \\ \text{金額} \end{array} \right] \times 1\%$ (最高50万円)		10年

(注) 控除額は100円未満の端数切捨て。

ニ 政党等寄付金特別控除

$$(イ) \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した政党等に} \\ \text{対する寄付金の額の合計額} \\ \text{の25%相当額が限度} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{1万円－「特定寄付金} \\ \text{の支出額} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right] \right\} \times 30\% \quad (イ)と(ロ)のいずれか低い金額 (100円未満切捨て)$$

(ロ) その年分の所得税の額の25%に相当する金額

(3) 定率減税  
所得控除、税率及び税額控除を適用して算出した所得税の額の20%相当額 (最高25万円) を控除